

中津川駅周辺管路更新事業（第2期）

事業者選定基準

令和7年1月

中 津 川 市

【 目次 】

1. 事業者選定基準の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
3. 優先交渉権者決定の手順	2
4. 応募資格の審査	3
5. 提案評価	4

1. 事業者選定基準の位置づけ

中津川駅周辺管路更新事業（第2期）事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、中津川市（以下、「本市」という。）が中津川駅周辺管路更新事業（第2期）（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための手順、方法及び評価基準等を示すものである。

2. 事業者選定の概要

1) 基本的な考え方

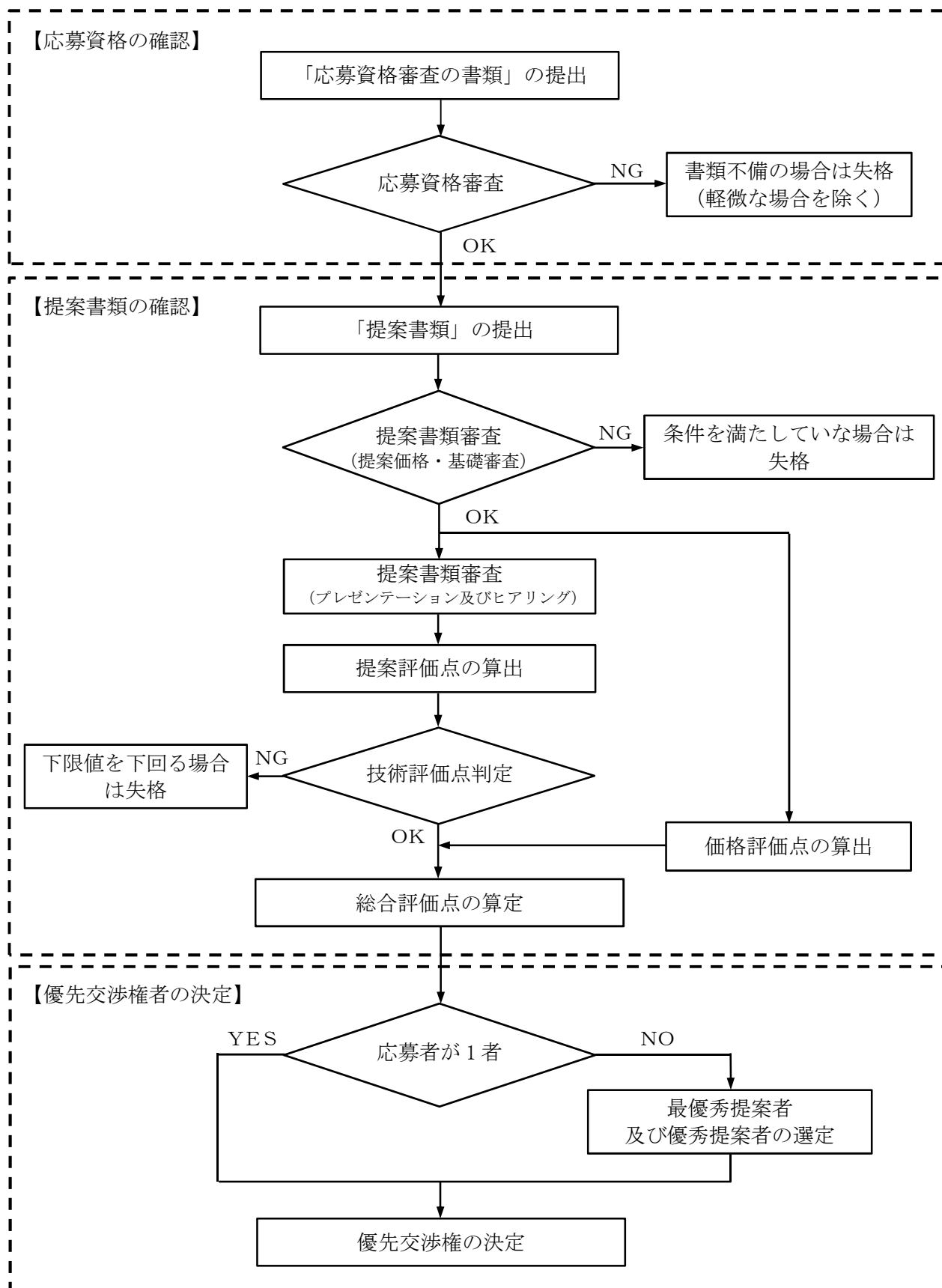
本事業を実施する事業者は、本事業の対象施設の設計・施工に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。提案内容の審査は、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2) 事業者選定の体制

応募者から提出された提案書の審査にあたっては、本市が参加資格審査を行ったうえで、本市が設置する中津川駅周辺管路更新事業にかかる選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行い、本市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

3. 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



4. 応募資格の審査

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類がすべて揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が実施要領に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。審査内容は、以下のとおりとする。

表4－1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	実施要領「第4章4. 1～4. 5」の各項目

2) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者に通知する。

5. 提案評価

1) 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類がすべて揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

2) 提案価格の審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内かつ本市の設定した低入札調査基準価格以上であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格のうち提案工事価格が低入札価格調査の調査基準価格を下回った応募者には、低入札価格調査を実施する。

3) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

4) 結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程に応募者に伝える。

5) 提案内容の審査

ア) プレゼンテーションの実施

選定委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下のとおりとし、詳細は応募者へ通知する。

① 実施時期

令和7年3月中旬

② 実施場所

中津川市環境水道部水道課（予定）

③ 出席者

応募者1者あたり5名以内とし、総括責任者、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者及び工事に係る主任技術者又は監理技術者への配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1者30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）とする。

⑤ 使用機器

会場にはプロジェクター、スクリーンを設置する。これら以外のパソコン等の機器は応募者が用意すること。

⑥ その他

非公開で実施する。

イ) 提案内容の審査

技術・価格の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点・価格評価点」という。）を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 5－1 審査項目及び配点

評価項目	評価の視点	評価内容	配点
1. 技術評価点			80
1. 1 事業計画に関する提案	(1) 事業実施方針	本事業の目的を理解し、設計・施工一括発注方式の利点や継続を踏まえた実施方針について、具体的な提案がある。	10
	(2) 事業実施体制	配置を予定する総括責任者（資格、実績等）、応募者の各構成企業の役割分担、実施体制、発注者との連絡体制等について、具体的な提案がある。	10
	(3) 事業のリスク管理	事業者が負担する本事業全般にわたるリスク対策について、具体的な提案がある。	10
1. 2 設計・施工・工程等に関する提案	(1) 調査・設計計画	調査計画、設計計画、照査計画、関係機関との協議・調整について、具体的な提案がある。	10
	(2) 施工計画	地域特性や制約事項を考慮した施工計画、工事の安全計画、品質確保対策について、具体的な提案がある。	15
	(3) 工程管理計画	本事業における工程計画、工程管理方法、工事監理方法、工期遅延リスクとその対応策について、具体的な提案がある。	10
1. 3 周辺環境・その他に関する提案	(1) 周辺環境計画	近隣住民や周辺環境に配慮した取組みや技術的工夫、地域貢献について、具体的な提案がある。	10
	(2) その他特筆すべき創意工夫	本事業において有効かつ効果的となる特筆すべき創意工夫について、具体的な提案がある。	5
2. 価格評価点			20
2. 1 費用の優位性	(1) 提案価格	提案価格を点数化して評価する。	20
3. 総合評価点			100

ウ) 得点化方法

(1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、80 点満点とし、評価項目ごとに以下のとおり 5 段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各選定委員別に行う。各応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。なお、技術評価点は、小数点第 2 位までとし、3 位以下を四捨五入して求める。

評価区分	判断基準	得点化方法
A	非常に優れている	配点×1.00
B	C < B < A	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	E < D < C	配点×0.25
E	劣っている	配点×0.00

(2) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (20 点)} \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$$

ここで、最低提案価格は、各応募者の提案価格のうち最低価格をいう。

なお、価格評価点は、小数点第 2 位までとし、3 位以下を四捨五入して求める。

(3) 技術評価点の下限值

技術評価点には下限値を設けるものとし、応募者の技術評価点が 40 点未満（配点 80 点×50%未満）は、当該応募者を失格とする。

6) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

ア) 総合評価点の算定

各応募者について、技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価点（100 点満点）を算出する。

イ) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が高点の場合は、技術評価点が高点の提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

7) 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者の場合には、その応募者を優先交渉権者に決定する。

8) 審査結果の通知及び公表

本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その結果に関する意義申し立て並びに、審査内容に関する説明請求は、一切受け付けないものとする。